住民票 印鑑登録証明書 12月1日から コンビニ交付スタート

【問合せ】静内庁舎生活環境課　☎ 49 - 0290（直通）

マイナンバーカードを利用して、住民票の写し・印鑑登録証明書をコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機から取得できるサービスが、12月1日から利用できます。

マルチコピー機の案内画面から行政サービスを選択し、タッチパネルを操作しながら申請から交付までを簡単に自分で行うことができるため、申請書に記入する必要もありません。

郵送で住民票などを取り寄せる必要があった方も、マイナンバーカードがあれば全国のコンビニなどからすぐに取得できます。ぜひ便利なコンビニ交付サービスをご利用ください。

利用できる方

町内に住所を有し、利用者証明用電子証明書（4桁の暗証番号）が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの15歳以上の方

撮影協力：サツドラ静内店

利用できる店舗

全国のマルチコピー機の設置店舗で利用できます。

町内で利用できるお店

- セブン - イレブン
- イオン
- セイコーマート
- マックスバリュ
- ローソン
- サツドラ

利用できる時間

6時30分～23時00分
※12月29日～1月3日とメンテナンス日を除く。

取得できる証明書

住民票の写し…360円
住所と前住所が記載された本人と同一世帯員分
※転出者や死亡者などの除票分は取得できません。
※住民票コードは記載されません。

印鑑登録証明書…360円
本人分のみ
※印鑑登録証の提示不要

コンビニ交付で取得できない証明書

- 住民票コードを記載した住民票、住民票の除票、記載事項証明書
- 転出届を出してから他市町村に転入届を出す前の方がいる世帯の住民票およびその方の印鑑登録証明書
- 閲覧制限をしている方がいる世帯の住民票と印鑑登録証明書
- その他、役場担当職員により内容確認が必要な証明書

注意事項

- 住民基本台帳カード、通知カード、印鑑登録証ではコンビニ交付は利用できません。
- 住所の異動の届け出を行った場合、内容が反映されるまで数日かかります。
- 4桁の暗証番号を連続で3回間違えると利用できなくなります。その場合は、役場で暗証番号の初期化、再設定の手続きが必要です。
- 誤って証明書を取得した場合でも、返金・交換はできません。

コンビニ交付スタート

郵便局交付

東静内郵便局、本桐郵便局での住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明の交付サービスは、令和6年3月31日をもって終了します。終了後は役場担当窓口、コンビニエンスストアなどをご利用ください。

なお、歌笛郵便局、富沢郵便局、春立郵便局、御園郵便局はこれまでどおり利用できます。

マイナンバーカード申請サポート

マイナンバーカードの申請サポートを行っています。

申請に必要な顔写真を無料で撮影し申請手続きをサポートしますので、運転免許証、健康保険証など本人確認書類を持参のうえ、静内庁舎生活環境課または三石庁舎地域振興課までお越しください。月に一度、夜間・休日窓口も開設していますのでどうぞご利用ください。

マルチコピー機 操作手順

①行政サービスを選択し、マイナンバーカードをセット

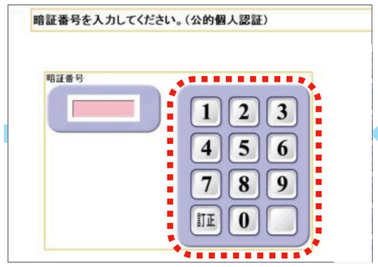

②利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を入力

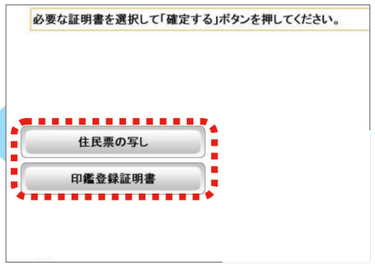

③タッチパネルを操作して必要な証明書と部数を選択

④マルチコピー機に料金を投入

⑤証明書と領収書を受け取る

※店舗によっては操作方法に多少の違いがありますのでご注意ください。